

令和6年6月1日より食事代が変わります

令和6年6月の診療報酬改定に伴い、
入院時食事療養費の自己負担額が
下記の通り変更となります。

(1食あたり)

区 分		変更前	変更後
一般の方 (指定難病患者の方等は260円)		460円	490円
低所得者Ⅱに該当する方 (市町村民税非課税世帯の 方)	90日まで	210円	230円
	90日以上 ※	160円	180円
低所得者Ⅰに該当する方 (老齢福祉年金を受けている方 等)		100円	110円

※90日を超えた時点での申請が必要です

- ご負担された食事療養費は健康保険高額療養費の対象には含まれません。
- ご不明な点がありましたら、お気軽に各病棟事務又は医事課職員までお問合せください。

問い合わせ先：医事課 0566-75-1304 (直通)